

特定計量器定期検査は、2年に1回検査する必要があります。

以下日程のとおり特定計量器定期検査を実施いたしますので、計量器をご持参の上、

会場までお越し下さい

座間味島

令和元年7月25日(木)

午後1時から午後3時まで

座間味離島振興総合センター ホール

検査手数料一覧

検出部が電気式のはかりでひょう量1t以下

電気抵抗線式はかり
電磁式はかり



誘電式はかり
その他の電気式はかり

ひょう量	手数料
100kg以下	1,400円
250kg以下	1,800円
500kg以下	2,200円

ばね式はかり(皿・台型)



その他の手動はかり



手動指示併用はかり



- ◎最小目盛りがひょう量の1万分の1未満のものは手数料の2倍の額とする
- ◎分銅及びおもりの手数料は1個当たり10円追加

ひょう量	手数料
100kg以下	500円
250kg以下	900円
500kg以下	1,500円

- ◎ひょう量200kg以上のはかりについては、下記の【お問い合わせ】までご連絡下さい。
- ◎はかりを会場に持ち込む場合は、ストッパーをして、汚れをよく落として来て下さい。

ひょう量とは、はかりの最大限の重さ

※検査を受けないで、計量器(はかり)を取引、証明に使用すると計量法違反行為となります。

※前回の定期検査後に計量器を廃棄したり新しく購入した場合は役場担当者までご連絡ください。

※検査には別紙お知らせのとおり手数料が必要です。検査までに準備をお願いします。

座間味村役場産業振興課

特定計量器担当

TEL : 098-987-2312